

明障福第1896号
2022年(令和4年)3月14日

障害福祉サービス施設・事業所 代表者 様
児童通所支援事業所 代表者 様

明石市福祉局生活支援室障害福祉課長

令和3年度報酬改定に伴う運営等に関する基準の見直しについて（再周知）

平素は、本市障害福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

すでにご案内の通り、令和3年4月1日に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年3月23日号外厚生労働省令第55号）が施行されました。この度、主な改正点について改めて整理してお知らせいたします。

詳細については、厚生労働省ホームページ「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」及び関係省令・通知を十分に確認し、運用について遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 主な改正点

（1）感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

[令和5年度まで努力義務。令和6年度より義務化]

- ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。

（2）業務継続計画（BCP）の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

[令和5年度まで努力義務。令和6年度より義務化]

- ・感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。

業務継続ガイドライン・感染対策マニュアル等（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

（3）地域と連携した災害対策の推進

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること

を求めることとする。

(4) 障害者虐待防止の更なる推進 【全サービス】

[令和3年度は努力義務。令和4年度から義務化]

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること（運営規程に明記）
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。（年1回以上）
 - ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置くこと（運営規程に明記）
- (※) 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

なお、研修については、市条例施行規則において「指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等は、すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管しなければならない。」と定められているため、従前から義務となっている。(5)において同じ。

(5) 身体拘束等の適正化

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

[①は義務。②～④は令和4年度から義務化]

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（年1回以上）
- ※①の基準を満たしていない場合、基本報酬減算（訪問系サービス（上記下線部）を除く。）
- ※②～④（訪問系サービスは①～④）の基準のいずれかを満たしていない場合、令和5年4月から基本報酬を減算

(6) 適切な職場環境維持（ハラスメント対策） 【全サービス】

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2 その他

- ・委員会や研修等を実施した際はその都度記録して、保管するようお願い致します。

3 参考

- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html
- ・明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年3月26日規則第53号）
- ・明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成30年3月26日規則第54号）
- ・明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成31年3月13日規則第11号）
- ・明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成31年3月13日規則第12号）

【お問い合わせ先】明石市 福祉局 生活支援室 障害福祉課 自立支援係
TEL : 078-918-1344 Fax : 078-918-5244